

日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所
加工施設
使用前検査実施要領書
(その2-1)

[その他の加工施設]

原子力規制委員会

改訂履歴

回	改 訂 内 容	年 月 日
一	新規制定	令和2年10月26日

目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	5
VI 添付資料	6

I 検査目的及び項目

本検査^{*}は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。）第16条の3第1項に基づき実施する核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。）第3条の6第3号に係る使用前検査について、その他の加工施設が認可した設計及び工事の方法の申請（以下「設工認申請書」という。）に従い製作、据付され、所定の性能を有しており、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

なお、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準とは、加工施設の性能に係る技術上の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第19号。以下「性能の技術基準」という。）のうち第4条第1項、同条第3項、第5条、第6条第1項、第8条第1項、第16条第2項及び第23条第1項である。

※原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第7条第1項の規定に基づき、なお従前の例による。

○その他の加工施設

耐震検査、配置及び員数検査、外観検査、性能検査、設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものに対する適合性確認結果の検査

II 検査場所

日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附504番地22

III 検査範囲

1 検査対象施設及び範囲

その他の加工施設

非常用設備

非常用電源設備

ディーゼル発電機A、B

その他の構成機器

ディーゼル発電機制御盤A、B

燃料サービスタンクA、B

屋外軽油タンク

屋外軽油タンク2

燃料移送ポンプA、B

燃料供給配管

2 認可関係

認可年月日及び認可番号

令和元年12月26日 原規規発第1912261号

IV 検査方法

1. 耐震検査

a. 検査前確認事項

- (1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- (2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- (3) 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

b. 検査手順

- (1) ディーゼル発電機制御盤A、Bの基礎ボルト及び据付ボルトの材料を申請者の品質記録により確認する。
- (2) ディーゼル発電機制御盤A、Bの基礎ボルトの本数、呼び径及びボルト間隔を申請者の品質記録により確認する。
- (3) ディーゼル発電機制御盤A、Bの据付ボルトの本数、呼び径及びボルト間隔を立会い又は申請者の品質記録により確認する。
(添付資料-2 図-6 参照)

2. 配置及び員数検査

a. 検査前確認事項

- (1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- (2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。

b. 検査手順

- (1) ディーゼル発電機制御盤A、Bの配置及び員数を立会い又は申請者の品質記録により確認する。
- (2) ディーゼル発電機制御盤A、Bの検査、保守等に必要なスペースが確保されていることを立会い又は申請者の品質記録により確認する。
(添付資料-2 図-2、5 参照)

3. 外観検査

a. 検査前確認事項

- (1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

(2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。

b. 検査手順

(1) ディーゼル発電機制御盤 A、B の主要な構造材が不燃性材料であることを申請者の品質記録により確認する。

(2) ディーゼル発電機制御盤 A、B の外観を立会い又は申請者の品質記録により確認する。

(添付資料-2 表-1、図-5 参照)

4. 性能検査

a. 検査前確認事項

(1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

(2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(3) 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

b. 検査手順

(1) ディーゼル発電機の起動後、模擬負荷を接続し、必要な設備に電力を供給するための容量約 1900kW を有していることを申請者の品質記録により確認する。

(2) 高圧母線連絡遮断器を開放し、非常用高圧母線を停電させた時、ディーゼル発電機が自動起動し、電圧確立した後、給電を開始することを立会い又は申請者の品質記録により確認する。

(添付資料-2 図-4 参照)

5. 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものに対する適合性確認結果の検査

a. 検査前確認事項

(1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。

(2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。

b. 検査手順

(1) ディーゼル発電機 A、B について、添付資料-2 「表-2 (1/3) ~ 表-2 (3/3)」のとおり、下記の性能の技術基準に適合していることを、申請者の品質記録により確認する。

- ・ 火災等による損傷の防止 (第 4 条第 3 項)
- ・ 地震による損傷の防止 (第 6 条第 1 項)
- ・ 外部からの衝撃による損傷の防止 (第 8 条第 1 項)

- ・安全機能を有する施設（第16条第2項）
- (2) 燃料サービスタンクA、Bについて、添付資料-2「表-2（1/3）～表-2（3/3）」のとおり、下記の性能の技術基準に適合していることを、申請者の品質記録により確認する。
- ・火災等による損傷の防止（第4条第3項）
 - ・地震による損傷の防止（第6条第1項）
 - ・安全機能を有する施設（第16条第2項）
- (3) 屋外軽油タンク及び屋外軽油タンク2について、添付資料-2「表-2（1/3）～表-2（3/3）」のとおり、下記の性能の技術基準に適合していることを、申請者の品質記録により確認する。
- ・火災等による損傷の防止（第4条第1項及び第3項）
 - ・安全機能を有する施設の地盤（第5条）
 - ・地震による損傷の防止（第6条第1項）
 - ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項）
 - ・安全機能を有する施設（第16条第2項）
- (4) 燃料移送ポンプA、Bについて、添付資料-2「表-2（1/3）～表-2（3/3）」のとおり、下記の性能の技術基準に適合していることを、申請者の品質記録により確認する。
- ・火災等による損傷の防止（第4条第3項）
 - ・安全機能を有する施設の地盤（第5条）
 - ・地震による損傷の防止（第6条第1項）
 - ・安全機能を有する施設（第16条第2項）
- (5) 燃料供給配管について、添付資料-2「表-2（1/3）～表-2（3/3）」のとおり、下記の性能の技術基準に適合していることを、申請者の品質記録により確認する。
- ・火災等による損傷の防止（第4条第3項）
 - ・地震による損傷の防止（第6条第1項）
 - ・安全機能を有する施設（第16条第2項）

V 判定基準

1. 耐震検査

- (1) 制御盤の基礎ボルト及び据付ボルトの材料が、炭素鋼（SS400）であること。
- (2) 制御盤の基礎ボルトの本数が12本、呼び径がM12及びボルト間隔が1600mm以上であること。
- (3) 制御盤の据付ボルトの本数が12本、呼び径がM12及びボルト間隔が1800mm以上であること。

2. 配置及び員数検査

- (1) 制御盤の配置及び員数が設工認申請書のとおりであること。
- (2) 制御盤の検査、保守等に必要なスペースが確保されていること。

3. 外観検査

- (1) 制御盤の主要な構造材が鋼材であること。
- (2) 制御盤の外観に使用上有害な傷、変形のないこと。

4. 性能検査

- (1) ディーゼル発電機が1900kW以上の負荷で1時間以上運転できること。
- (2) 非常用高圧母線が停電し、警報が発生してから20秒以内にディーゼル発電機の受電遮断器が投入されること。

5. 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものに対する適合性確認結果の検査

- (1) ディーゼル発電機A、Bについて、設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。
 - ・火災等による損傷の防止（第4条第3項）
 - ・地震による損傷の防止（第6条第1項）
 - ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項）
 - ・安全機能を有する施設（第16条第2項）
- (2) 燃料サービスタンクA、Bについて、設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。
 - ・火災等による損傷の防止（第4条第3項）
 - ・地震による損傷の防止（第6条第1項）
 - ・安全機能を有する施設（第16条第2項）
- (3) 屋外軽油タンク及び屋外軽油タンク2について、設工認申請書に従って行われ、下

記の性能の技術基準に適合していること。

- ・火災等による損傷の防止（第4条第1項及び第3項）
- ・安全機能を有する施設の地盤（第5条）
- ・地震による損傷の防止（第6条第1項）
- ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項）
- ・安全機能を有する施設（第16条第2項）

(4) 燃料移送ポンプA、Bについて、設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。

- ・火災等による損傷の防止（第4条第3項）
- ・安全機能を有する施設の地盤（第5条）
- ・地震による損傷の防止（第6条第1項）
- ・安全機能を有する施設（第16条第2項）

(5) 燃料供給配管について、設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。

- ・火災等による損傷の防止（第4条第3項）
- ・地震による損傷の防止（第6条第1項）
- ・安全機能を有する施設（第16条第2項）

VI 添付資料

添付資料－1 立会区分表

添付資料－2 関連図面等一覧

- (1/11) 表－1 (1/2) 非常用設備の仕様（ディーゼル発電機）
- (2/11) 表－1 (2/2) 非常用設備の仕様（ディーゼル発電機）
- (3/11) 図－1 非常用設備（ディーゼル発電機） 構造図
- (4/11) 図－2 非常用設備（ディーゼル発電機） 機器配置概略図
- (5/11) 図－3 非常用設備（ディーゼル発電機） 系統概略図
- (6/11) 図－4 非常用電源系説明図
- (7/11) 図－5 ディーゼル発電機制御盤A、B 外形図
- (8/11) 図－6 ディーゼル発電機制御盤 据付ボルト及び基礎ボルト配置図
- (9/11) 表－2 (1/3) 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準

【検査項目一覧】

- (10/11) 表－2 (2/3) 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準

【検査項目、方法及び判定基準】

(11/11) 表-2 (3/3) 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの検査項目、方法及び判定基準

【検査項目、方法及び判定基準】

添付資料-3 使用前検査成績書様式

立会区分表

施設区分	設備等の名称		重要度による区分		立会区分						
			安重区分	耐震重要度分類	耐震検査	配置及び員数検査	外観検査	性能検査	適合性確認の検査*	備考	
その他の加工施設	非常用電源設備	その他の構成機器	ディーゼル発電機 A、B	非安重	第2類	—	—	—	A/B	B	[記号説明] A/B: 立会検査 又は記録検査 B: 記録検査
			ディーゼル発電機制御盤 A、B			A/B	A/B	A/B		—	
			燃料サービスタ ンク A、B			—	—	—	—	B	
			屋外軽油タン ク、屋外軽油タ ンク 2								
			燃料移送ポンプ A、B								
			燃料供給配管								

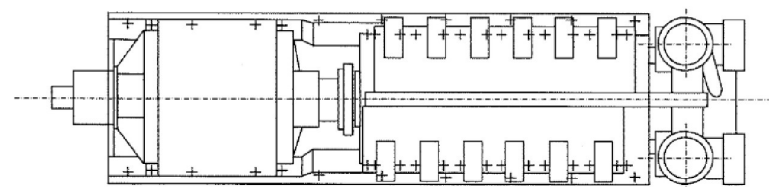
*設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものに対する適合性確認結果の検査

表-1 (1/2) 非常用設備の仕様 (ディーゼル発電機)

設備・機器名称		非常用電源設備
設置場所		ディーゼル発電機室
機器名		ディーゼル発電機
台数		2基
変更の内容		<ul style="list-style-type: none"> 耐震設計条件の変更 (割り増し係数の変更) 外部からの衝撃に対する設計上の考慮を追加 構成機器のディーゼル発電機制御盤の更新
一般仕様	型式	ディーゼル機関 : 4サイクルたて型 12気筒ディーゼル 発電機 : 三相同期発電機
	主要な構造材	鋳鉄 (FC30) (ディーゼル機関)、炭素鋼 (SS41) (発電機)
	寸法	幅 : 約 5500 mm 奥行 : 約 1800 mm 高さ : 約 3270 mm
	設計圧力	—
	設計温度	—
	その他の構成機器	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機制御盤 (台数: 2基、主要な構造材: 鋼材) 燃料サービスタンク (台数: 2基 (950 L/基)、主要な構造材: 鋼材) 屋外軽油タンク (台数: 2基 (23000 L、31000 L)、主要な構造材: 鋼材) 燃料移送ポンプ (台数: 2基、主要な構造材: 鋼材) 燃料供給配管 (台数: 一式、主要な構造材: 鋼材)
	核燃料物質の状態	—
	その他の性能	発電機出力: 2500 kVA/基 (力率: 0.8)、電圧: 6900 V 運転可能時間: 設計負荷に対し 3日間程度
技術基準への適合	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> 主要な構造材は、不燃性の金属材料 (鋳鉄 (ディーゼル機関) 及び炭素鋼 (発電機)) を使用する。 その他の構成機器については、上記と同様に不燃性の金属材料 (鋼材) を主要な構造材に使用する。 屋外に設置するその他の構成機器については、消防法に基づき屋外軽油タンク 1基当たり、第四種及び第五種の消火設備をそれぞれ 1個以上設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	屋外に設置するその他の構成機器については、事業変更許可申請書に示す N 値 50 以上の地耐力を有する地盤に設置する。
	地震による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> 耐震重要度分類: 第 2 類 【基礎ボルト】 (据付架台) 材質: 炭素鋼 (S45C)、呼び径: M42、本数: 18 本/基 【据付ボルト】 (ディーゼル機関) 材質: 炭素鋼 (S45C)、呼び径: M30、本数: 28 本/基 (発電機) 材質: 炭素鋼 (S45C)、呼び径: M30、本数: 4 本/基 支持する建物: 補助建屋 (耐震重要度分類: 第 2 類) その他の構成機器については、上記と同様に耐震重要度分類第 2 類とする。

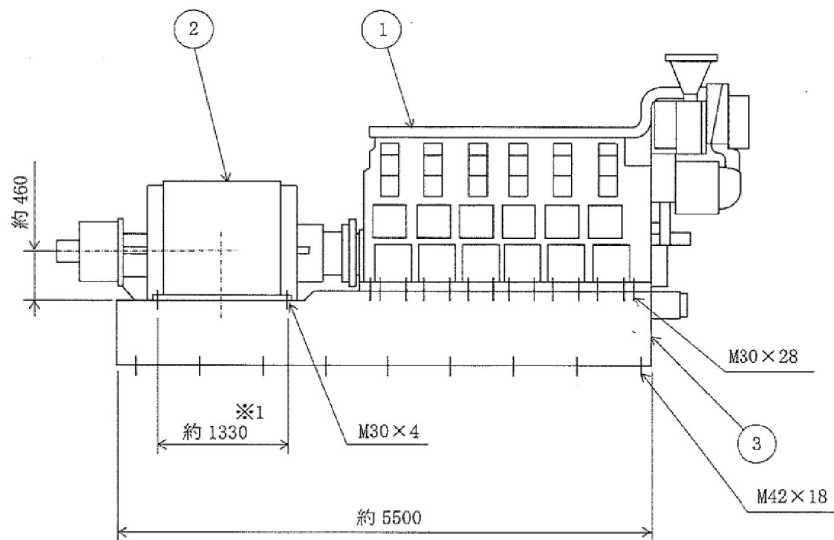
表－１（２／２） 非常用設備の仕様（ディーゼル発電機）

技術基準への適合	津波による損傷の防止	標高約 36 m、海岸から約 3 km 離れた丘陵地帯に位置していることから、津波が敷地に到達するおそれはない。
	外部からの衝撃による損傷の防止	敷地及び敷地周辺の状況から想定される自然現象及び人為事象については、安全機能が損なわれないよう建物（補助建屋）に収納するとともに、以下の設計とする。 ・低温・凍結：補機系統の潤滑油及び冷却水は、設計上考慮する低温・凍結に対し、加熱器により温度を保つように暖気運転する設計とする。 ・高温：設計上考慮する高温下においても動作可能な設計とする。 ・屋外に設置するその他の構成機器については、風（台風）及び積雪に対して安全機能を損なわない設計とする。また、屋外軽油タンクについては、落雷に対する設計として消防法に基づきタンクを接地線により接地する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	・通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設計する。 ・安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように設計する。 ・その他の構成機器については、上記と同様の設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	・外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、必要な設備に電力を供給するための容量（負荷容量（約 1900 kW）に対して 2000 kW）を有する設計とする。 ・外部電源系統からの電気の供給が停止した場合（非常用高圧母線の停電）に、ディーゼル発電機を自動起動し、20 秒以内に電圧確立した後、給電を開始する設計とする。 ・その他の構成機器については、上記と同様の設計とする。
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図－１、図－２、図－３、図－４
備考	—	

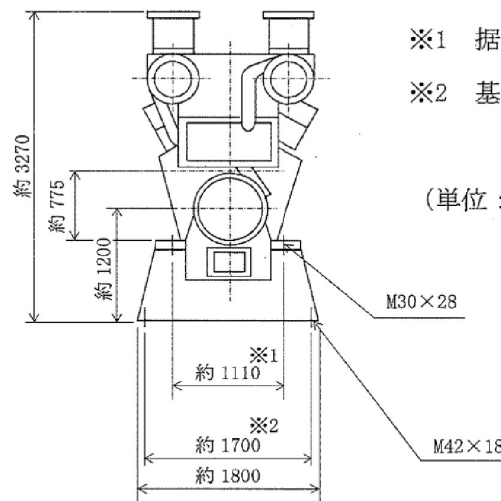


平面図

番号	部品名
①	ディーゼル機関
②	発電機
③	据付架台



正面図



※1 据付ボルト間隔

※2 基礎ボルト間隔

(単位：mm)

側面図

図-1 非常用設備 (ディーゼル発電機) 構造図

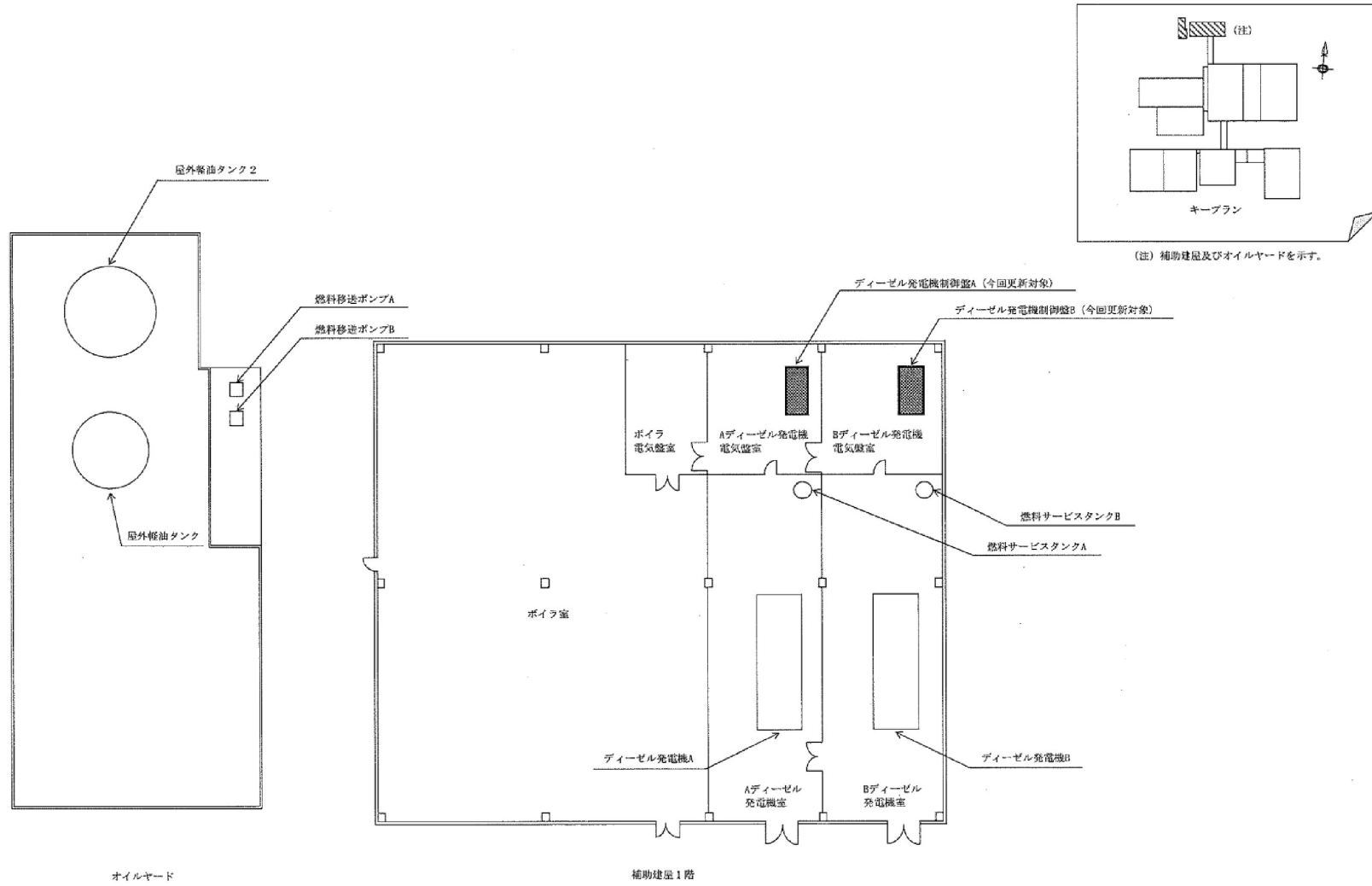
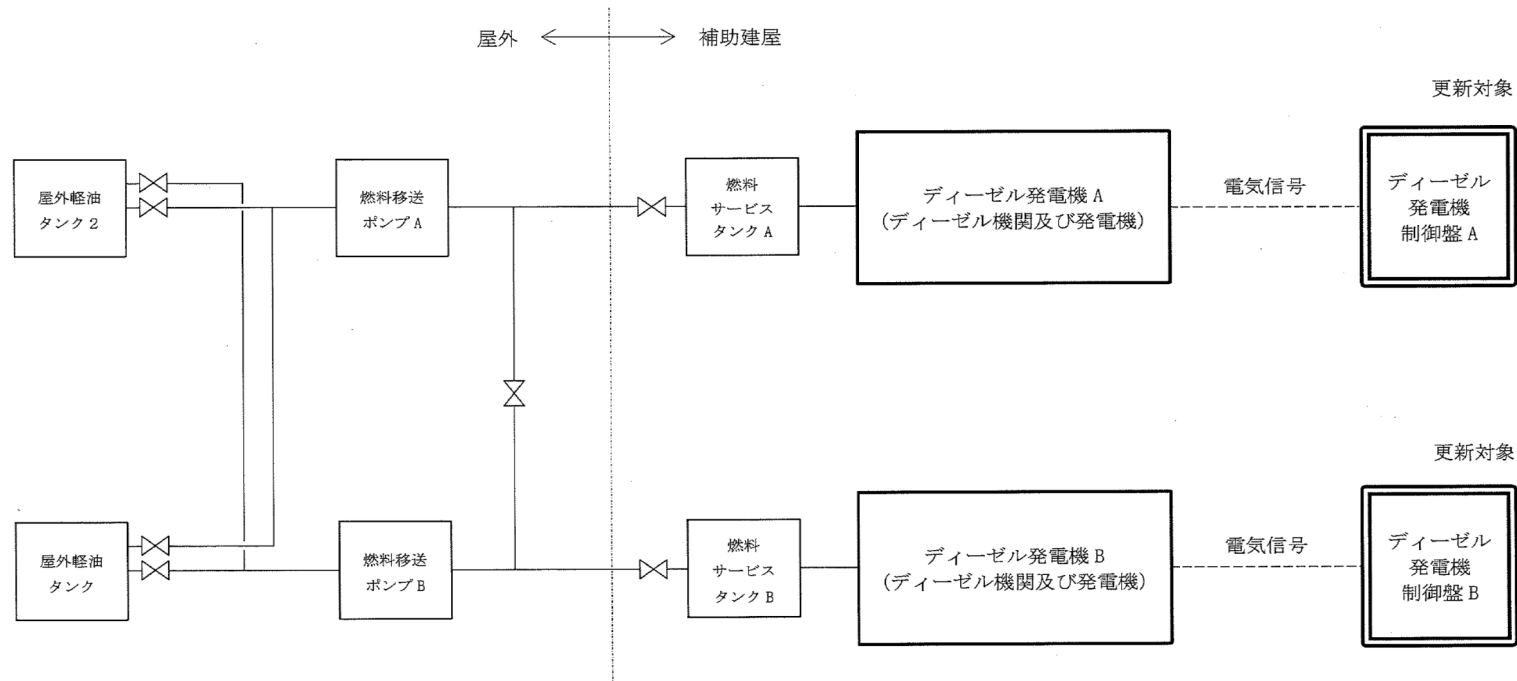
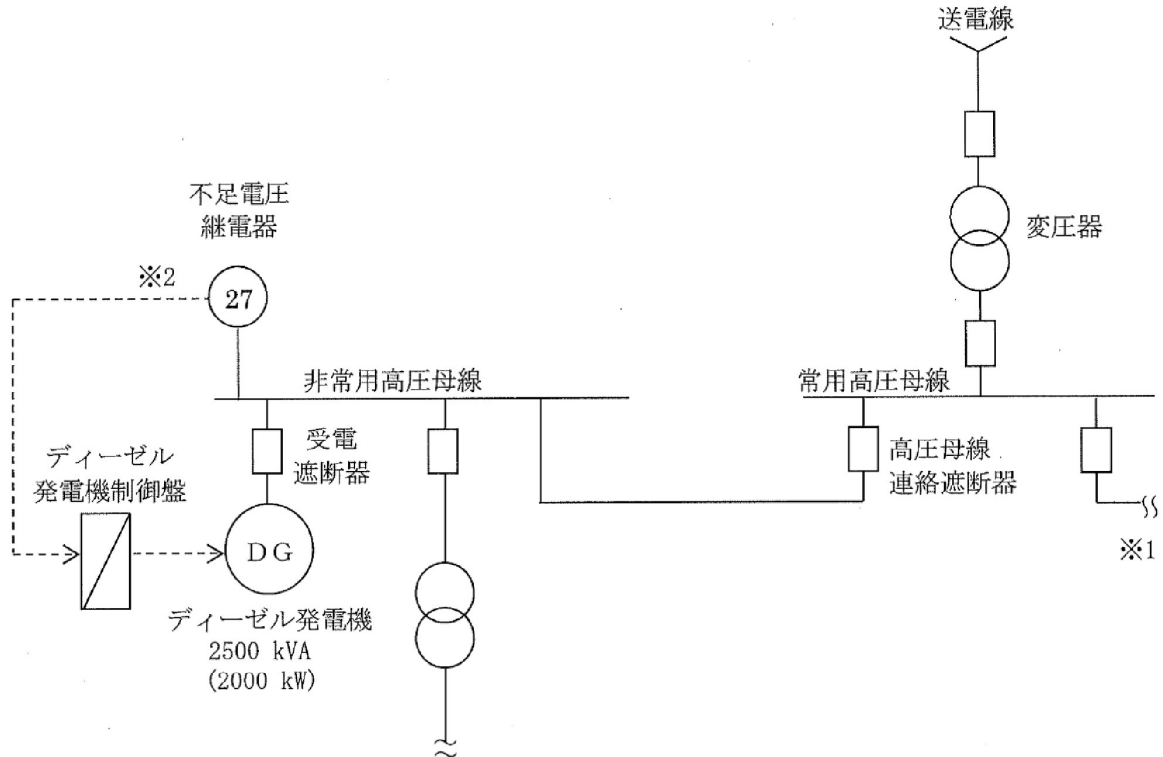


図-2 非常用設備 (ディーゼル発電機) 機器配置概略図



(注) ディーゼル発電機は、上記以外のディーゼル発電機補機 (潤滑油、冷却水等) 系統にも接続される。

図-3 非常用設備 (ディーゼル発電機) 系統概略図



ディーゼル発電機負荷 (負荷容量: 約 1900 kW)
(内訳)

負荷設備 ※3		負荷容量
無停電電源装置	計測制御設備等	約 270 kW
直流電源設備	所内電気設備	約 20 kW
	非常用照明	
非常用照明、誘導灯		約 160 kW
放射線監視設備		約 20 kW
非常用通報設備		
自動火災報知設備		
第1種管理区域の排気設備		約 470 kW
その他		約 960 kW

- ※1: 2系統有しているが、同様の系統であるため1系統のみ示す。
- ※2: 非常用高圧母線に設置した不足電圧継電器により外部電源系統からの電気の供給が停止したことを検知し、ディーゼル発電機制御盤に停電信号を送る。停電信号を受けたディーゼル発電機制御盤は、ディーゼル発電機に起動信号を送り、起動信号を受けたディーゼル発電機が起動する。
- ※3: ディーゼル発電機の負荷設備については、次回以降の申請にて設計仕様、技術基準への適合を示す。

図-4 非常用電源系説明図

ディーゼル発電機制御盤 A,B 外形図 (寸法については参考値)

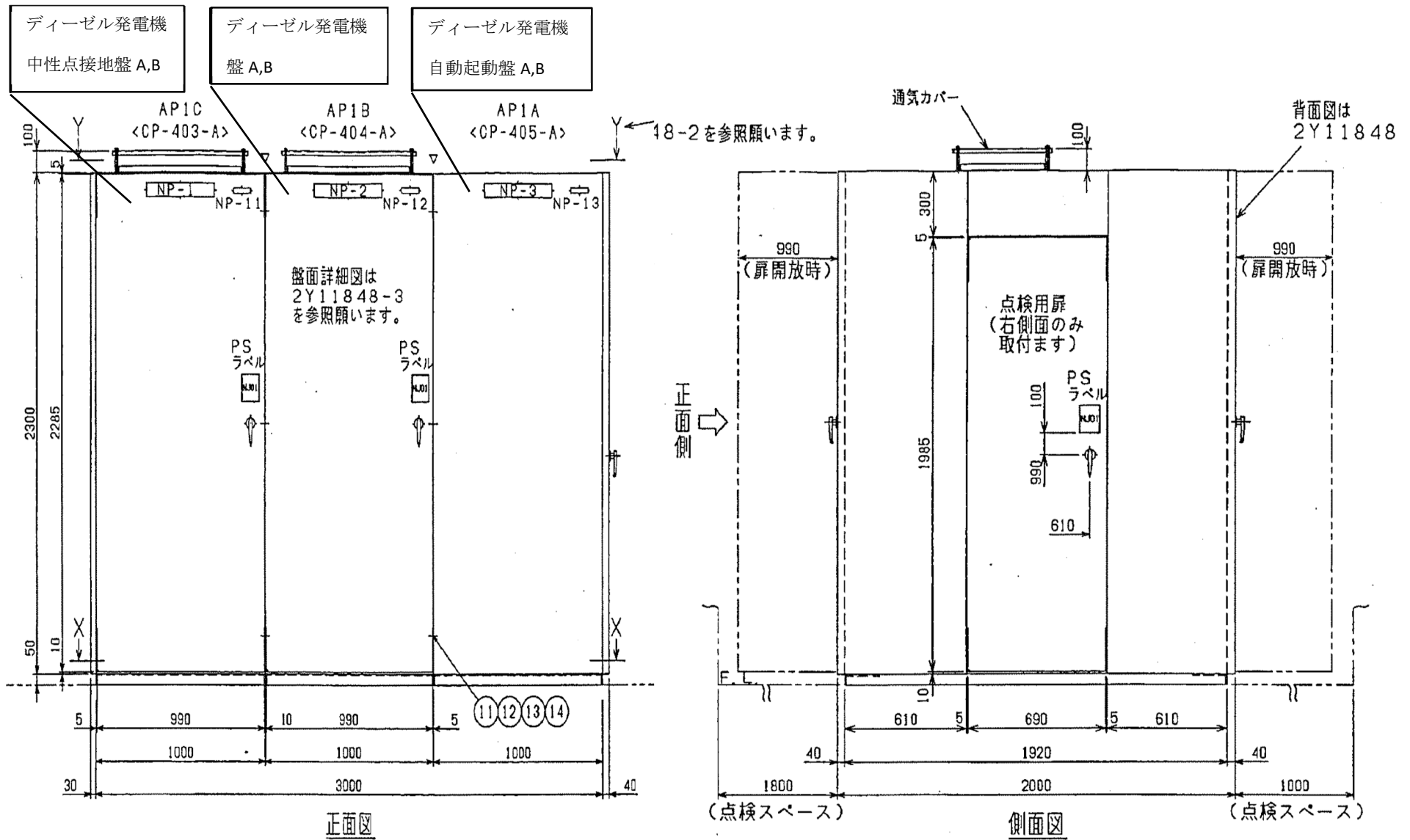
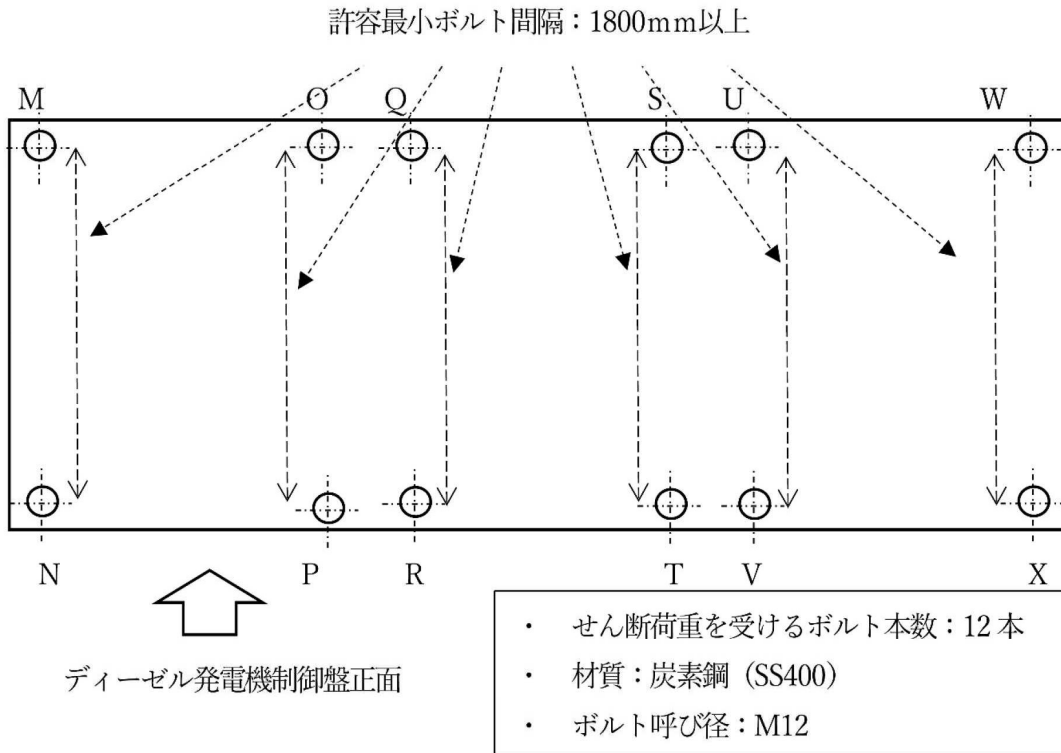


図-5 ディーゼル発電機制御盤 A、B 外形図

添付計算書2-2 補足

・「表-4 機器の据付ボルトの応力計算 ディーゼル発電機制御盤」据付ボルト配置図



・「表-5 機器の基礎ボルトの応力計算 ディーゼル発電機制御盤」基礎ボルト配置図

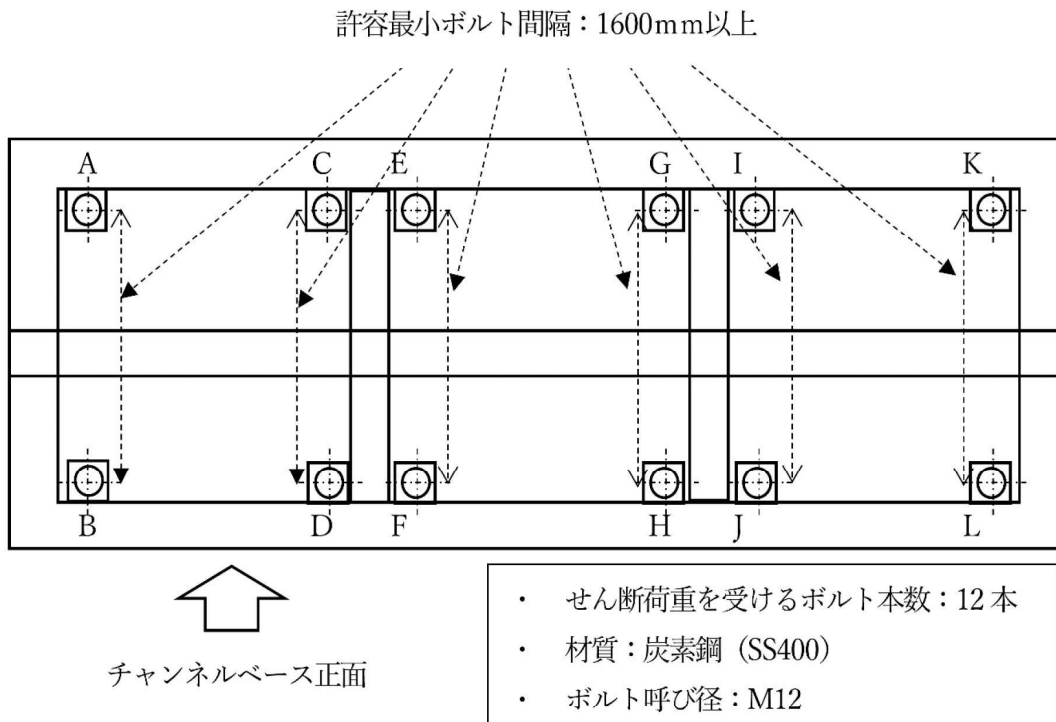


図-6 ディーゼル発電機制御盤 据付ボルト及び基礎ボルト配置図

表-2 (1/3) 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの

検査項目、方法及び判定基準

【検査項目一覧】

検査項目		臨界防止	火災等	地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入	溢水	材料及び構造	閉じ込め	遮蔽	換気	汚染防止	安全機能を有する施設	搬送設備	警報設備等	安全避難通路等	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	非常用電源設備	通信連絡設備
		検査対象※																					
ディーゼル発電機		-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の 構成機器	燃料 サービス タンク	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
	屋外軽油 タンク	-	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
	燃料移送 ポンプ	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
	燃料供給配管	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 仕様表の「技術基準への適合」の欄に示す設計・構造を検査対象とする。

表-2 (2/3) 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの

検査項目、方法及び判定基準

【検査項目、方法及び判定基準】

検査項目	検査項目	検査方法	判定基準
火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な構造材は、不燃性の金属材料を使用する。 ・その他の構成機器については、上記と同様に不燃性の金属材料を主要な構造材に使用する。 ・屋外に設置するその他の構成機器については、消防法に基づき屋外軽油タンク1基当たり、第四種及び第五種の消火設備をそれぞれ1個以上設置する。 	<p>【ディーゼル発電機、その他の構成機器】 主要な構造材が金属材料であることを目視、触診により確認する。 【その他の構成機器（屋外軽油タンクに係る消火設備）】 屋外軽油タンクに係る消火設備を確認する。</p>	<p>【ディーゼル発電機、その他の構成機器】 金属材料を使用していること。 【その他の構成機器（屋外軽油タンクに係る消火設備）】 屋外軽油タンク1基当たり、第四種及び第五種の消火設備がそれぞれ1個以上設置されていること。</p>
安全機能を有する施設の地盤	屋外に設置するその他の構成機器については、事業変更許可申請書に示すN値50以上の地耐力を有する地盤に設置する。	<p>【その他の構成機器】 屋外軽油タンク及び燃料移送ポンプの設置位置を確認する。</p>	<p>【その他の構成機器】 図-2のとおりであること。</p>
地震による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震重要度分類：第2類 【基礎ボルト】 (据付架台) 材質：炭素鋼 (S45C)、呼び径：M42、本数：18本/基 【据付ボルト】 (ディーゼル機関) 材質：炭素鋼 (S45C)、呼び径：M30、本数：28本/基 (発電機) 材質：炭素鋼 (S45C)、呼び径：M30、本数：4本/基 支持する建物：補助建屋 (耐震重要度分類：第2類) ・その他の構成機器については、上記と同様に耐震重要度分類第2類とする。 	<p>【ディーゼル発電機、その他の構成機器】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①機器の基礎ボルト及び据付ボルトの本数を目視により確認する。 ②機器の基礎ボルト及び据付ボルトが金属材料であることを目視、触診により確認する。 ③機器の基礎ボルト及び据付ボルトの呼び径及び間隔を測定器具等により確認する。 ④燃料供給配管の構造を目視により確認する。 	<p>【ディーゼル発電機、その他の構成機器】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ボルトの本数が添付計算書2-2のとおりであること。 ②金属材料を使用していること。 ③呼び径が添付計算書2-2のとおりであること及び添付計算書2-2に示す許容最小ボルト間隔以上であること。 ④添付計算書2-2で確認された構造であること。

表-2 (3/3) 設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものの

検査項目、方法及び判定基準

【検査項目、方法及び判定基準】

検査項目	検査項目	検査方法	判定基準
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>敷地及び敷地周辺の状況から想定される自然現象及び人為事象については、安全機能が損なわれないよう建物（補助建屋）に収納するとともに、以下の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低温・凍結：補機系統の潤滑油及び冷却水は、設計上考慮する低温・凍結に対し、加熱器により温度を保つように暖気運転する設計とする。 ・高温：設計上考慮する高温下においても動作可能な設計とする。 ・屋外に設置するその他の構成機器については、風（台風）及び積雪に対して安全機能を損なわない設計*とする。また、屋外軽油タンクについては、落雷に対する設計として消防法に基づきタンクを接地線により接地する。 	<p>【ディーゼル発電機】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①加熱器が暖気運転する設計であることを記録（運転記録等）により確認する。 ②ディーゼル発電機が高温下（周辺温度が 40℃）においても動作可能な設計であることを記録（設計図書等）により確認する。 <p>【その他の構成機器（屋外軽油タンク）】</p> <p>屋外軽油タンクが消防法に基づき、接地線により接地されていることを確認する。</p>	<p>【ディーゼル発電機】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①暖気運転する設計であること。 ②高温下（周辺温度が 40℃）においても動作可能な設計であること。 <p>【その他の構成機器（屋外軽油タンク）】</p> <p>消防法に基づき、接地線により接地されていること。</p>
安全機能を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設計する。 ・その他の構成機器については、上記と同様の設計とする。 ・安全機能を確認するための検査及び試験、安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように設計する。 ・その他の構成機器については、上記と同様の設計とする。 	<p>（別途申請を行う最終の加工施設の性能検査において確認を実施する。）</p> <p>【ディーゼル発電機、その他の構成機器】</p> <p>検査、保守等に必要なスペースが確保されていることを目視又は記録（点検記録等）により確認する。</p>	<p>—</p> <p>【ディーゼル発電機、その他の構成機器】</p> <p>必要なスペースが確保され、検査、保守等が実施できること。</p>

※ 風（台風）及び積雪に係る検査については、地震による損傷防止の検査に含まれる。

日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所
加工施設
使用前検査成績書
(その2-1)

[その他の加工施設]

原子力規制委員会

使用 前 検 査 成 績 書			
申請者及び事業所名	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所		
検 査 範 囲	その他の加工施設 非常用設備 非常用電源設備 ディーゼル発電機 A、B その他の構成機器 ディーゼル発電機制御盤 A、B 燃料サービスタンク A、B 屋外軽油タンク 屋外軽油タンク 2 燃料移送ポンプ A、B 燃料供給配管		
検 査 場 所	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附 5 0 4 番地 2 2		
申 請 年 月 日 及 び 申 請 番 号	2 0 2 0 年 3 月 2 7 日 2 0 1 9 濃 計 発 第 2 1 6 号		
検 査 項 目	検 査 年 月 日	結 果	摘 要
別紙-2のとおり	別紙-1のとおり	別紙-2の とおり	別紙-2のとおり
原 子 力 検 査 官	別紙-1のとおり		
検 査 立 会 責 任 者 (役 職 名)	別紙-1のとおり		
備 考	設工認申請書に記載されている核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の6第4号に基づく加工施設の性能検査をもって終了とする。		

検査年月日	原子力検査官	検査立会責任者 (役職名)	特記事項
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

検 査 項 目	検 査 年 月 日	結 果	摘 要
耐 震 検 査	年 月 日		別紙－ 3、 4 のとおり
配 置 及 び 員 数 検 査	年 月 日		別紙－ 5、 6 のとおり
外 観 検 査	年 月 日		別紙－ 7、 8 のとおり
性 能 検 査	年 月 日		別紙－ 9、 1 0 のとおり
設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものに対する適合性確認結果の検査	年 月 日		別紙－ 1 1、 1 2 のとおり

検査前確認事項

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査項目：耐震検査

検査範囲	その他の加工施設 非常用設備 非常用電源設備 ディーゼル発電機 その他の構成機器 ディーゼル発電機制御盤		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録	
<p>備考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-14に示す。</p>			

耐震検査記録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 非常用電源設備 ディーゼル発電機 その他の構成機器 ディーゼル発電機制御盤A		
判定基準	結果	検査方法	
制御盤の基礎ボルト及び据付ボルトの材料が、炭素鋼（SS400）であること。			
制御盤の基礎ボルトの本数が12本、呼び径がM12及びボルト間隔が1600mm以上であること。			
制御盤の据付ボルトの本数が12本、呼び径がM12及びボルト間隔が1800mm以上であること。			
備考： 立会検査で使用した検査用計器を別紙-13に示す。 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-14に示す。			

耐震検査記録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 非常用電源設備 ディーゼル発電機 その他の構成機器 ディーゼル発電機制御盤B		
判定基準	結果	検査方法	
制御盤の基礎ボルト及び据付ボルトの材料が、炭素鋼（SS400）であること。			
制御盤の基礎ボルトの本数が12本、呼び径がM12及びボルト間隔が1600mm以上であること。			
制御盤の据付ボルトの本数が12本、呼び径がM12及びボルト間隔が1800mm以上であること。			
備考： 立会検査で使用した検査用計器を別紙-13に示す。 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-14に示す。			

検査前確認事項

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査項目：配置及び員数検査

検査範囲	その他の加工施設 非常用設備 非常用電源設備 ディーゼル発電機 その他の構成機器 ディーゼル発電機制御盤		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備 考：			

配 置 及 び 員 数 検 査 記 録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 非常用電源設備 ディーゼル発電機 その他の構成機器 ディーゼル発電機制御盤A		
判 定 基 準	結 果	検 査 方 法	
制御盤の配置及び員数が設工認申請書のとおりであること。			
制御盤の検査、保守等に必要なスペースが確保されていること。			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-14に示す。			

配 置 及 び 員 数 検 査 記 録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 非常用電源設備 ディーゼル発電機 その他の構成機器 ディーゼル発電機制御盤B		
判 定 基 準	結 果	検 査 方 法	
制御盤の配置及び員数が設工認申請書のとおりであること。			
制御盤の検査、保守等に必要なスペースが確保されていること。			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-14に示す。			

検査前確認事項

検査年月日：_____年_____月_____日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査項目：外観検査

検査範囲	その他の加工施設 非常用設備 非常用電源設備 ディーゼル発電機 その他の構成機器 ディーゼル発電機制御盤		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備考：			

外 観 検 査 記 録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 非常用電源設備 ディーゼル発電機 その他の構成機器 ディーゼル発電機制御盤A		
判 定 基 準	結 果	検 査 方 法	
制御盤の主要な構造材が鋼材であること。			
制御盤の外観に使用上有害な傷、変形のないこと。			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-14に示す。			

外 観 検 査 記 録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 非常用電源設備 ディーゼル発電機 その他の構成機器 ディーゼル発電機制御盤 B		
判 定 基 準	結 果	検 査 方 法	
制御盤の主要な構造材が鋼材であること。			
制御盤の外観に使用上有害な傷、変形のないこと。			
備 考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 1 4 に示す。			

検 査 前 確 認 事 項

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査項目：性能検査

検査範囲	その他の加工施設 非常用設備 非常用電源設備 ディーゼル発電機		
確 認 事 項	結 果	確 認 方 法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記録	
<p>備 考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 1 4 に示す。</p>			

性能検査記録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 非常用電源設備 ディーゼル発電機A その他の構成機器 ディーゼル発電機制御盤A		
判定基準	結果	検査方法	
ディーゼル発電機が 1900kW 以上の負荷で1時間以上運転できること。			
非常用高圧母線が停電し、警報が発生してから20秒以内にディーゼル発電機を受電遮断器が投入されること。			
備考： 立会検査で使用した検査用計器を別紙-13に示す。 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-14に示す。 遮断器投入までの時間： _____ 秒 発電機電圧（参考値）： _____ V（ディーゼル発電機自動起動盤A）			

性能検査記録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査範囲及び対象機器	その他の加工施設 非常用設備 非常用電源設備 ディーゼル発電機B その他の構成機器 ディーゼル発電機制御盤B		
判定基準	結果	検査方法	
ディーゼル発電機が 1900kW 以上の負荷で1時間以上運転できること。			
非常用高圧母線が停電し、警報が発生してから20秒以内にディーゼル発電機の受電遮断器が投入されること。			
<p>備考：</p> <p>立会検査で使用した検査用計器を別紙-13に示す。</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-14に示す。</p> <p>遮断器投入までの時間： _____ 秒</p> <p>発電機電圧（参考値）： _____ V（ディーゼル発電機自動起動盤B）</p>			

検 査 前 確 認 事 項

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

検査項目：設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものに対する適合性確認結果の検査

検査範囲	その他の加工施設 非常用設備 非常用電源設備 ディーゼル発電機		
確 認 事 項	結 果	確 認 方 法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備 考：			

設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものに対する適合性確認結果の検査記録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

<p>検査範囲及び対象機器</p>	<p>その他の加工施設 非常用設備 非常用電源設備 ディーゼル発電機A、B</p>		
<p>判定基準</p>	<p>結果</p>	<p>検査方法</p>	
<p>設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災等による損傷の防止（第4条第3項） ・地震による損傷の防止（第6条第1項） ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項） ・安全機能を有する施設（第16条第2項） 			
<p>備考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 1 4 に示す。</p>			

設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものに対する適合性確認結果の検査記録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

<p>検査範囲及び対象機器</p>	<p>その他の加工施設 非常用設備 非常用電源設備 ディーゼル発電機 その他の構成機器 燃料サービスタンク A、B</p>		
<p>判 定 基 準</p>	<p>結 果</p>	<p>検査方法</p>	
<p>設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・火災等による損傷の防止（第 4 条第 3 項） ・地震による損傷の防止（第 6 条第 1 項） ・安全機能を有する施設（第 1 6 条第 2 項） </p>			
<p>備 考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 1 4 に示す。</p>			

設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものに対する適合性確認結果の検査記録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

<p>検査範囲及び対象機器</p>	<p>その他の加工施設 非常用設備 非常用電源設備 ディーゼル発電機 その他の構成機器 屋外軽油タンク 屋外軽油タンク 2</p>		
<p>判 定 基 準</p>	<p>結 果</p>	<p>検査方法</p>	
<p>設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災等による損傷の防止（第4条第1項及び第3項） ・安全機能を有する施設の地盤（第5条） ・地震による損傷の防止（第6条第1項） ・外部からの衝撃による損傷の防止（第8条第1項） ・安全機能を有する施設（第16条第2項） 			
<p>備 考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 1 4 に示す。</p>			

設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものに対する適合性確認結果の検査記録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

<p>検査範囲及び対象機器</p>	<p>その他の加工施設 非常用設備 非常用電源設備 ディーゼル発電機 その他の構成機器 燃料移送ポンプ A、B</p>		
<p>判定基準</p>	<p>結果</p>	<p>検査方法</p>	
<p>設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災等による損傷の防止（第 4 条第 3 項） ・安全機能を有する施設の地盤（第 5 条） ・地震による損傷の防止（第 6 条第 1 項） ・安全機能を有する施設（第 1 6 条第 2 項） 			
<p>備 考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 1 4 に示す。</p>			

設計変更による工事を伴わないもの又は設計変更及び工事を伴わないものに対する適合性確認結果の検査記録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

<p>検査範囲及び対象機器</p>	<p>その他の加工施設 非常用設備 非常用電源設備 ディーゼル発電機 その他の構成機器 燃料供給配管</p>		
<p>判 定 基 準</p>	<p>結 果</p>	<p>検査方法</p>	
<p>設工認申請書に従って行われ、下記の性能の技術基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災等による損傷の防止（第4条第3項） ・地震による損傷の防止（第6条第1項） ・安全機能を有する施設（第16条第2項） 			
<p>備 考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙－ 1 4 に示す。</p>			

使用計測器一覧表

検査年月日：_____年 _____月 _____日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

1) 本設計器

検査項目	機器名称	計器番号	測定範囲	精度	校正年月日	備考
					校正有効期限	

2) 本設計器以外の計器

検査項目	機器名称	計器番号	測定範囲	精度	校正年月日	備考
					校正有効期限	

記 録 一 覧 表

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 加工施設

No.	確認した書類の名称	文書番号、制定年月日等	備 考